

“新”家庭教育宣言PTA 推進活動費支出規定

福岡県PTA連合会

第1条（目的）

“新”家庭教育宣言Pの拡大と家庭教育の充実をめざし、福岡県PTA連合会が推進活動費を助成する対象と金額及び条件等を規定することを目的とする。

第2条（助成対象PTA）

助成の対象PTAは以下のとおりとする。

- (1) 市・郡・町・村PTA連合会（政令市は除く）で宣言し要望した時を対象とする。
- (2) 福岡県PTA連合会への加入単位PTAが宣言し要望した時を対象とする。

第3条（推進活動費）

推進活動費の助成については以下のとおりとする。

- (1) 市・郡・町・村P連単位で宣言し、推進活動費を要望した時に支出する。但し、推進活動費については、予算の範囲内で、20万円を上限に支出する。
- (2) 単位PTAが宣言し、推進活動費を要望した時に支出する。但し、助成金については、1単Pあたり3万円とし、70単Pを上限に助成するものとする。なお、下記の①→②→③の順位で選考する。選考にあたっては、先着順とする。
 - ①新規宣言校
 - ②前年度に推進活動費の助成を受けていない宣言校
 - ③その他の宣言校併せて、第3条（1）との重複も可とする。
- (3) 推進活動費の助成金額及び団体数については、年度ごとに検討しなければならないものとする。
- (4) **推進活動費は、助成団体（市・郡・町・村P連、単P）から提出された計画書及び予算書を家庭教育委員会で確認後、届け出のあった口座に振り込むものとする。**
- (5) **推進活動費は、備品購入及び“新”家庭教育宣言の推進活動に直接関係のない用途に充ててはならない。**

第4条（助成の条件）

助成金を支出する条件は、以下のとおりとする。

- (1) 市・郡・町・村P連で宣言し、傘下の全単Pの参加を対象にした事業を計画的に推進することを条件とする。
- (2) 単位PTAで宣言し、本事業の目的を達成するため、単P単独で研修会等計画的に推進することを条件とする。
- (3) 助成団体は、以下のものを提出し、実施しなければならないことを条件とする。
 - 計画書及び予算書の提出
 - 報告書及び決算書の提出（決算書には、領収書及び研修会の資料又は案内状の添付）
 - 研修会の実施
 - 事後アンケートの実施

附則

この規定は、平成23年4月1日より施行する。